

座談会



国際統合報告フレームワークを読み解く ～財務・非財務情報の統合をめぐる 国際的な動向を探る～



後列、森 洋一氏
前列左から、和貝享介氏、山田辰己氏

IIRC アンバサダー やま だ たつ み 山田 辰己

IIRC ワーキンググループメンバー・
日本公認会計士協会常務理事 わ が い きょう すけ 和貝 享介

IIRC 技術作業部会メンバー・
日本公認会計士協会研究員 もり よう いち 森 洋一

国際統合報告評議会（IIRC）により提案された国際統合報告フレームワークにおける統合報告書は、一義的には、財務資本の提供者に対して、長期にわたって組織がどのように価値創造するかを説明するものであるが、従業員、顧客、サプライヤー、ビジネスパートナー等の企業を取り巻くステークホルダーにとっても、有益なコミュニケーション・ツールとなり得るものである。

2013年12月、IIRCは、国際統合報告フレームワークを公表した。本フレームワークは、2部構成となっており、パート1では、統合報告書の基礎概念（価値創造と資本）を提示し、パート2では、統合報告書の全体的内容を定める指導原則と内容要素を提示している。

本誌では、2014年4月号「国際統合報告評議会（IIRC）国際統合報告フレームワークの位置づけと基礎概念」において、その概略を掲載したが、統合報告の個別の論点について、さらに深度のある議論を行うべく、前・国際会計基準審議会（IASB）理事で、このたび、IIRCアンバサダーに就任された山田辰己氏、IIRCワーキンググループのメンバーである和貝享介氏、IIRC技術作業部会メンバーの森 洋一氏にお集まりいただき、座談会を開催した。是非ご一読いただきたい。

（機関誌編集員会）

1 統合報告の概念的枠組み

(1) 統合報告における経営者の役割

和 貝 それでは、私が司会をさせていただきます、座談会を開催したいと思います。

2013年12月に、国際統合報告評議会（IIRC）から公表されました国際統合報告フレームワーク（以下「統合報告フレームワーク」という。）については、既に本誌2014年4月号の『国際統合報告評議会（IIRC）国際統合報告フレームワークの位置づけと基礎概念』において、森さんから解説をいただいております。統合報告フレームワークの開発の経緯や概要については4月号に譲りまして、本日は、統合報告フレームワークの各論点について、深く踏み込んで議論をしたいと思います。

まず、統合報告書の作成にあたっては、経営者のかかわりが重要となってきます。山田さんからこの点についてご質問がありましたら、お願いします。

山 田 統合報告書は、CSR報告書やサステナビリティ（持続可能性）報告書と異なり、経営者が価値創造のプロセスに対して、自らが描く将来像を語るという点を重視しているところが特徴だと思っています。経営者が、統合報告書を作成するにあたって、重要な役割を果たすという点について森さんにお聞きしたいと思います。

森 経営者自身がどのように自らの会社の置かれている状況を認識し、また、その認識に基づき、どのような経営をするかという経営者の意志がかなり強く求められていることが、今回の統合報告フレームワークの非

常に大きな特徴だと思います。

統合報告フレームワークでは、指導原則（guiding principles）として、「戦略的焦点と将来志向（strategic focus and future orientation）」を掲げています（FW3A）。これは、IIRCが将来に向けた経営の意思を重視していることの表れだと思います。

伝統的な企業報告は、過去の財務情報を中心としてきました。財務報告の領域でも、例えば、減損や税効果のように、将来の見通しを基礎として認識・測定される情報があるにしても、あくまで基本的には過去の特定時点の財務的な価値を表すことを前提としたものだと思います。

統合報告が提唱されている大きな背景には、長期志向の市場経済メカニズムを構築していこうという国際社会の流れがあります。そして、そのためには企業と投資家との間で、長期の価値創造モデルについて一定の合意が必要だという基本的な考え方が形成されつつあります。

より具体的には、ここ十数年、欧州、特に、英国を中心に形成されてきた企業と投資家とのあるべき関係性についての議論を理解する必要があります。経営者は、未来志向で説得力あるビジョンと戦略を提示し、その戦略に対して有効なガバナンスを構築し、パフォーマンスを継続的に報告していきます。一方、投資家は、受益者に対するスチュワードシップに関する責任を認識し、企業の長期的な方向性に関心を持ち、理解をした上でアクティブに行動していきます。そして、両者は長期的な企業の価値創造の方向性と戦略、ガバナンスのあり方について、目的を持って対話（エンゲージメント）を重ねていく。そのような未来志向

の長期的な関係を、企業と投資家との間で築いていくことの必要性が提唱され、そのための行動原則や動機づけの仕組みが議論されてきました。

より端的に言えば、短期的な要因による財務数値の変動に、企業価値が大きく左右されすぎない状態を作っていくべきという思想です。しかし、それは統合報告だけで実現できる話ではなく、企業側はガバナンスをどのように構築していくか、投資家側にはスチュワードシップ・コード¹に示された投資家が果たすべき責任と役割を明確にすることが求められます。長期志向の企業報告は、そのような両者の対話の基盤として位置づけられているのです。

統合報告は、過去の結果としての財務数値とその分析結果を報告するという今までの企業報告の枠を越えていかなければならないため、企業にとっては、ある意味で厳しいところがあると思います。

一方で、日本企業の現状をみると、長期志向の投資家を獲得したいというニーズは高まっていて、そのための戦略的対策として、統合報告書を導入している企業もあります。

山 田 経営者が、将来志向な情報を統合報告書の中に含めて、投資家と対話するということになると、企業秘密に触れざるを得ない場合があると思うのですが、このあたりはどのようなのでしょうか。

森 情報の秘匿性や競争上の問題に関しては、IIRCの統合報告フレームワークの開発の際に、特に議論された論点の1つです。例えば、こういったマーケットに、どのような手段で進出する予定かといったことは、秘匿性が非常に高い情報です。そのような計画が他社に知られることに

よって、自社の戦略が遂行できなくなるリスクを抱えています。ただ、今回の統合報告フレームワークでは、すべての戦略を洗いざらい報告することを求めているわけではありません。経営の基本的な方向としての戦略を示すが、それを具体的にどう戦術として実行するかについては、既に外部に公表できる情報もあるでしょうし、できない情報もあるでしょうから、情報の重要性和秘匿性のバランスをとりながら報告をすることが統合報告フレームワークでは求められています²。

和 貝 自社の競争優位にかかわること、その競争優位の不利益になることについては、判断をして開示しなければなりません、競争に負けるほどのことまで開示する必要はないといった内容が、統合報告フレームワークでは記述されています（FW 1.17、3.51）。そのあたりのバランスをとるということですね。

（2）統合思考（integrated thinking）

山 田 いうのは簡単ですが、実務ではそのバランスをとることが大変難しいですね。

公表された統合報告フレームワークの最終版では、「統合思考（integrated thinking）」という概念が出てきています（FW「統合報告について」）。これは、経営者の強いリーダーシップの下に、組織をいかにうまく動かして価値創造をするかといった考え方や理解しましたが、どのようなものでしょうか。

森 「統合思考」という言葉はいろいろな解釈ができると思いますが、基本的には、経営者あるいは取締役会の下に、企業の中で、全体的な経営目標を具体的に実行し得る社内の体制が確保され、それに基づく行動

がとれていることだと思います。

IIRCは、過去3年にわたってパイロットプログラムを実施してきました。パイロットプログラムは、グローバルに100社超の企業が参加しており、統合報告を実践し、成果や課題を参加企業の間で共有することを目的としています。

年に1回、参加企業とIIRC関係者が集う国際会議があるのですが、その中で最も意見が多かったのが、統合報告に取り組もうとしても、社内が縦割りになっているのが難しいということです。例えば、経営戦略部やIR部があっても、ほかの部において実はこんな経営行動がとられていた、そして、それは経営戦略上、非常に重要であった、あるいはその全体的方向性とまったく違う行動をとっていたというようなことが多々あったという報告が参加各社からなされました。中でも、統合報告を実践しようと思ったら、統合思考ができていなかったことに気づいたことが一番の発見であったという点は、大変興味深い問題です。

また、2013年の国際会議では、統合報告書を作成するプロセスを通じて、担当役員も含めて各事業部門を交えた横断的な議論が進み、また、企業として対外的にまとまりを持った報告が求められることによって、全体的な視点に立ち、筋の通った戦略を具体化するための動機づけとなったという報告も増えました。これは私見ですが、統合報告を実践することで、経営上のさまざまなファクターを包括的にとらえて、全体的な視点に立って経営がなされる効果があるのだと思います。日本国内でも、統合報告に取り組んでいる企業が増えています、経営企画やIR等の

部門を中核として、財務、人事、事業部門、研究開発、CSRといった各部門が体系づけられた体制を構築して対応する企業が多いように思います。

そうしたときに、経営戦略に各部門や担当役員、さらには外部取締役等が、どういう役割と責任を負うのか、その結果がどのように、誰によってベンチマーク・レビューされ、集約され、外部報告へつながっていくのかが、統合思考を考えていく上で非常に重要になってくると思います。

和 貝 IIRC CEOのPaul Druckman氏も、「今までの財務情報に非財務情報を足して統合報告になるのではない、もうまったく新たに考えた統合思考の中で統合報告を作っていくのだ」とさまざまな場所で発言されています。

山 田 統合思考は、新しい用語ですが、企業の価値創造のために、内部の組織が共有された意識を持って協力し合うという意味では、当たり前のことともいえる内容ですね。



IIRC アンバサダー

山田辰己氏

2 統合報告フレームワークの構成（2部構成の相互関係）

和 貝 さて、統合報告フレームワークは、パート1とパート2の2

部構成となっています。「パート1－イントロダクション」では、「フレームワークの利用」と「基礎概念」が明示されており、「パート2－統合報告書」では、統合報告書をどのように作るかに焦点を当てています。

この2部構成について、山田さんからご質問はありますか。

山 田 国際財務報告基準(IFRS)の概念フレームワークだと、財務諸表作成のための基礎となる概念を提示しており、抽象度が高いレベルで留まっています。ところが、統合報告フレームワークのパート2は、フレームワークといいながら、作成基準のように思えます(図表参照)。しかし、作成基準としてみると、今度は逆に、原則ベースとなりすぎていて、もっとガイダンスが必要な気がします。なぜ、このような2部構成になったのでしょうか。

森 国際会計基準審議会(IASB)の概念フレームワークとの一番の違いは、報告書作成の基準になるかどうかという点にあると考えています。つまり、財務報告の場合にはIASやIFRSという報告基準があり、基準に対して、その基本的な方向を示すために、概念フレームワークが規範として存在すると理解しています。つまり、財務報告の概念フレームワークそれ自体には、報告基準としての役割はなく、したがって、要求事項は概念フレームワークではなく、IFRSにおいて示されています。

一方、統合報告の場合には、その報告基準がそもそもない状態からIIRCの活動がスタートしています。サステナビリティ報告といった特定の非財務情報についての認識、測定基準が開発されてきましたが、統合報告についての報告基準はありませんでした。そこで、IIRCには、統合報告の概念を整理すると同時に、統合報告についての「報告基準」を策定することが求められました。

今回の統合報告フレームワークには、2つの目的があります。

1つ目は、企業報告の方向性、基本的な考え方を整理することです。それによって財務報告の基準や非財務のさまざまな報告のイニシアティブ、基準を指南していきたいという意図です。

2つ目は、実際に要求事項を設けることで、統合報告書を企業が作成する際、要求事項を満たした場合は、この統合報告フレームワークに準拠して報告したということになるようにしたことです。つまり、作成基準としての位置づけを有するということです。

山 田 統合報告フレームワークに準拠しなければ、統合報告書といえないという構造は、すべてのIFRSを適用していなければ、IFRSに準拠したと表明することはできないという、IAS第1号「財務諸表の表示」と同じですね。

森 はい。統合報告フレームワーク上でも、フレームワークを参照し、統合報告書だと表明するすべての報告は、統合報告フレームワークに記載されているすべての要求事項を適用しなければならないとしています(FW1.17)。ただ、個人的には、統合報告フレームワークは、極めてハイレベルな原則主義アプローチで書かれており(FW1.9)、どちらかというところ行動原則に近い性格を持ったものと考えています。企業報告の新しい領域についてのソフト・ローとしての位置づけから、できる限り柔軟な適用が可能になるようなかたちで作られています。統合報告フレームワーク上では、企業の開示する報告書が長期にわたる価値創造を表すことができるようにするための基本

【図表】国際統合報告フレームワーク 目次

要 旨

パート1－イントロダクション

1. フレームワークの利用

- A 統合報告書の定義
- B フレームワークの目的
- C 統合報告書の目的と利用者
- D 原則主義アプローチ
- E 報告書の形式及び他の情報との関係性
- F フレームワークの適用
- G 統合報告書に対する責任

2. 基礎概念

- A イントロダクション
- B 組織に対する価値創造と他者に対する価値創造
- C 資 本
- D 価値創造プロセス

パート2－統合報告書

3. 指導原則

- A 戦略的焦点と将来志向

- B 情報の結合性
- C ステークホルダーとの関係性
- D 重要性
- E 簡潔性
- F 信頼性と完全性
- G 首尾一貫性と比較可能性

4. 内容要素

- A 組織概要と外部環境
- B ガバナンス
- C ビジネスモデル
- D リスクと機会
- E 戦略と資源配分
- F 実 績
- G 見通し
- H 作成と表示の基礎
- I 一般報告ガイダンス

用語一覧

附属資料－要求事項の要約

的な要件を、指導原則と内容要素についての要求事項として示していますが、具体的な記述部分は、ガイダンスとしての位置づけです (FW1.19)。

和 貝 IIRCは、基準設定主体にはならないという声明を出しています。そうすると、ほかの組織が基準を設定することになりますが、その基準について、方向性を示さなければならないということでしょうか。

森 IIRCは、個別の、特定の経営課題に関する指標等の測定基準の設定はしないと明言してきましたが、指導原則と内容要素については、以前から統合報告フレームワーク上で定めると表明してきました。今回の統合報告フレームワークは統合報告書のあり方を示した上で、準拠表明を求めています。一方、個別の認識・測定基準は、ほかの組織の役割だとしています。

山 田 確かに、統合報告フレームワークには主要業績指標 (KPI) は設定しないと書いてあります (FW1.10)。不思議なのは、それであるが、統合報告書において、統合報告フレームワークに準拠していると記述していない場合には、将来そのような記述ができるようにするためにどのようにするかについて記述せよという要請があります。そして、さらに、それを達成する期間として、具体的に「3年以内」といった、非常に細かい規定がありますね (FW1.20)。

森 準拠性の表明に関しては、取締役会に代表されるガバナンス責任者の関与を求めていること、comply or explain方式 (準拠せよ、さもなくば説明せよ) を採用していることもありますが、少し具体的に感じていると個人的には感じています。

ただ、統合報告フレームワーク全体としてみれば、原則主義で、行動原則に近いかたちで作られています。

山 田 それは、統合報告フレームワーク「4. 内容要素 (content elements)」で示されているそれぞれの内容要素について、こういうことをもっと書きなさいというガイダンスは、今後、IIRCから公表されることはないということですか。

森 今のところ、内容要素について、詳細なものを基準として出す意図は、IIRCにはないと思います。

ただし、ビジネスモデルについてどのような説明の仕方があり得るか、ケーススタディを積み上げた上で、それがより一般化できるような話があれば、ガイダンスを出すことはあり得ると思います。

また、統合報告フレームワークの意見募集に対して、実績 (パフォーマンス) 情報に関して何を報告するのか、KPI を具体的に明示してほしいという要請が非常に多くありました。これについてIIRC内でも再度議論を重ねましたが、多くのメンバーは、KPIは会社自身が判断して設定するものであって、IIRCが個別具体的に要求事項のようなかたちで提示するものではないという考え方を支持しました。そのため、統合報告において何をKPIとして設定するかは、今回の統合報告フレームワークにおいては明らかにしませんでした。

その一方で、適切なKPIが満たすべき特徴をいくつか列挙しました (FW4.53)。今後、そのような特徴をより具体化することや、ケーススタディを積み上げて、それをまた一般化していくプロセスも考えられます。KPIの検討は、IIRCが今後対応すべきプロジェクト案に含められて

いますので、何らかの対応はしていくはずですが、例えば、こういった企業はこういう指標を開示しなさいと具体的に示す可能性は非常に低いのではないのでしょうか。

山 田 しかし、比較可能性を考えると、ある種の標準化が行われないと、同一業種のみならず、もっと広範囲での比較ができないような気がします。

森 比較可能性と重要性、若しくは目的適合性とのバランスをどのようにとっていくかという問題はあると思います。個人的には、5年、10年先に、産業別あるいは地域特性を反映したKPIが、スタンダードとして存在するという状態は考え得る状況だと思います。

ただ、今、実務の蓄積が十分ではない状況でIIRCが規定的にKPIを示すことは望ましい方向ではないでしょう。むしろ、今回の統合報告フレームワークを基礎としながら各社の戦略や経営課題を反映したKPIが開示され、それによってKPIの報告実務が蓄積され、そのような事例を集約していくプロセスを通じて一定のコンセンサスが生まれていく、そういう丁寧なアプローチを時間をかけて進めていくべきだと考えます。会計もまさに実務の積上げとしてGAAPが存在するわけですが、スタンダード化に向けた時間軸を長くとらえてということだと思います。

山 田 確かに、ベストプラクティスの蓄積というと聞こえがよいですが、一方で、紋切型の表現になっていくおそれもあります。指導原則や統合報告フレームワークの趣旨を理解する必要がありますよね。

森 はい。その点で、投資家の情報利用がカギとなると考えています。

投資家が真剣に分析、評価し、投資判断や対話に活用するとなれば、形式的な開示は避けられるはずです。

山 田 スチュワードシップ・コードなどにあるように、機関投資家が厳しくものをいわないといけないですね。

森 はい。統合報告は、そもそも、そのようなスチュワードシップ責任を果たす、そういう投資家による利用が想定されています。IIRCは、統合報告フレームワークを策定するプロセスにおいても、資金運用者やアナリストの参画を図ってきましたし、投資家ネットワークを組織して、投資家を啓発しながら、報告企業側に注文をつけていく取組みを戦略的に行っています。そのようなアプローチは、今後より一層強調されていくと思います。

3

2つの価値の側面と6つの資本の定義

(1) 2つの価値の側面

和 貝 さて、統合報告フレームワークの「パート1－2. 基礎概念」では、2つの価値の側面を定義しています。そして、この価値に関係して、6つの資本を定義しています。この6つの資本を定義したところに大きな意義があると思います。森さんから、この点についてご説明いただけますか。

森 今回、この2つの価値の側面をどう定義するかについて、IIRCは非常に悩みました。2013年4月16日に公表したコンサルテーション・ドラフトの段階では、価値について明確な定義や解説はほとんど含んでいませんでした。そのため、価値が具体的に何を意味するのかを明確にしてほしいというコメントが寄せられ

ました。

これに対してIIRCは、価値そのものを定義するよりも、価値の意味合いを説明することを選択しました。

2つの価値の側面とは、「組織に対する価値」と、「他者（others）に対しての価値」です（FW2.4）。

組織に対する価値というのは、将来の財務的なリターンにつながり、また、それは投資家への財務資本提供者へのリターンにもつながるもので、いわゆる株主価値ととらえてよいと思います。一方、他者に対しての価値とは、ステークホルダー、より広くは社会全体に対しての価値のことです。そして、統合報告においては、そのような企業が生み出す価値の両側面について関連づけながら、その全体像を報告するものとしています。

(2) 6つの資本の定義

和 貝 続いて、6つの資本についてご説明をお願いします。

森 IIRCは資本を、①財務資本、②製造資本、③知的資本、④人的資本、⑤社会・関係資本、⑥自然資本の6つのカテゴリーで分類して示しています（FW2.15）。そして、これら6つの資本を増やしていくプロセスが価値創造であるとしています（FW2.11）。これら6つのカテゴリーは限定されるものではなく、ほかのかたちで定義することも可能ですが、広い意味での資本を企業はインプットとして活用し、それを高めていくことが価値創造であり、それが将来的な自らの財務資本の増大にどう寄与するのか、また、その増大された資本も将来の価値創造のための基盤となることから、価値創造の連続性も表現しようとしています。あくまでもこれは概念的なもので、その6

つの資本が具体的に何かを企業が報告することを目的とするものではないですが、インプットやアウトプットとなる価値を広範にとらえるという意味では、今回の統合報告フレームワークの特徴が強く表れている点だと思います。

山 田 IIRCの成立には、年金基金等の機関投資家がもともと長期的な志向で企業の業績をみており、それを評価できるような企業からの報告を求めたことがあったと聞いています。

それに関連して、先ほど、価値には2つ側面があるという話がありましたが、創造される価値全体と財務資本に対するリターンとの関係をもう少しクリアにしたいと思います。

6つの資本のうち、3つの資本、つまり、財務資本、製造資本及び知的資本は、財務会計と親和性があると思っています。すなわち、それらに関連する価値創造は、数字に変換できると思います。

しかし、それ以外の、人的資本、社会・関係資本及び自然資本となると、これらに関連する何らかの価値創造があったとしても、おそらくそれを数字に変換するのは非常に難しいと思います。その中ですべてのステークホルダーに対する価値を増大するといいいながらも、結局は、機関投資家を中心とする財務資本の提供者に対するリターンの極大化が、目にみえる価値創造となるように思います。

森さん、財務資本以外の資本との関係を踏まえて、そのあたりをどのように考えればよいか、ご説明いただけますか。

森 まず、長期志向の機関投資家からの要請という背景について少し

詳しく説明いたします。

責任投資という言葉がありますが、2000年ごろから、公的な年金基金を中心とする機関投資家の投資行動をより広範な課題、例えば、サステナビリティの問題や、環境、社会的な課題も含めて幅広く考慮して投資運用することが、社会的にも、また、投資をする投資目的においても重要だという議論がなされてきました。これは、理念的な側面も、政策的な側面もあります。年金基金等は20年、30年ぐらいの時間軸で運用されるべきもので、そうすると、気候変動やエネルギー制約といったマクロ環境の変化が、その投資リターンに影響してくるという実際的な理由もあります。

そういった議論を受け、欧州委員会や各国政府は、機関投資家に対して、長期の投資運用方針を開示させる、国連が設定した責任投資原則のような投資行動原則への署名を求めるというアプローチをとってきました。

それに呼応して、各年金基金も広範な課題を検討し、また、企業と対話するための体制を整備してきました。また、機関投資家は、このような投資方針に沿って運用するための手法を資金運用者やインデックス設定機関、調査機関等の専門家と開発してきましたが、具体的な行動をとるためには、投資判断に使える情報が必要です。そのため、政府等に対して長期的な投資運用行動に利用可能な情報が不足していることを主張するとともに、IIRCのような民間イニシアティブに主体的に参画してきました。

山 田 ということは、企業自身が社会的な存在として、単なる目先

の利益だけではなく、もっと広い視野から社会に対して責任を持ち、その責任を明示するとともに、それに基づいて企業が具体的にどう行動したのかを示すのが、統合報告書の1つの役割だということですか。

森 それが1つの役割だと思いません。統合報告が、従来のCSR報告のような社会的責任のみに立脚した報告と異なるのは、統合報告では、自社の企業価値にとってどういう意味を持つのかを投資家に納得できるかたちで報告することが求められる点です。CSR報告は、環境問題や人権に対してどのような対応をしたかということに限定した報告で、その情報利用者もさまざまなステークホルダーを広く対象としたものです。一方、統合報告は投資家が主たる情報利用者になりますので、企業価値にとってどういう意味を持つのかをしっかりと示していく必要があります。

山 田 そうすると、「組織に対する価値」と「他者に対する価値」という2つの側面のうち、「組織に対する価値」は、長期にわたって企業が利益を極大化していくという局面と考えてもよいのでしょうか。

森 リスクとリターンとの関係は当然ありますし、どの程度の時間軸を対象とするかの問題はありますが、私もそのように理解しています。

山 田 他者、すなわち、人的資本、社会・関係資本及び自然資本に対する価値は、企業がこれらに配慮して行動したとしても、それによって創造された価値がいくらだったかを判断できるよう、例えば、数値に直すことはなかなか難しいと思います。「他者に対する価値」の創造は、どのようなかたちで報告されることが予定されていると考えていますか。

森 実務サイドでは、かなり試行錯誤されている部分があります。社会・関係資本との関係でいえば、統合報告フレームワークの中でも書かれているように、非常にグローバルに、特に、開発途上国で活動する企業においては、“social licensed to operate”という言葉が非常に重要になっています。つまり、その地域で操業あるいは営業していくことの社会からの許諾です。

法的な許認可という問題を超えて、社会から受け入れられているかどうか、逆にいえば、社会から大きな反発を受けないかどうか、企業自身の操業コスト、取引コストにかかわってくるため、地域社会の要請や伝統に配慮した経営をしなければならないという考え方があります。特に、開発途上国で操業する企業は、将来に向けた投資といってもよいと思いますが、そのための対策に多くの資源を投入しています。例えば、NGOと連携をしながらその地域のインフラに対して一定の投資をしていくことや、その雇用条件をどのように改善していくかを検討することなどです。

自然資本に関しては、10年以上前から、環境報告の枠組みは指標もできていますが、それが本当に企業価値創造の文脈としっかりと整合性がとれたものかどうか、若しくは社会的責任だけに立脚したものかどうかというところでいうと、今のところは後者が多いのだと思います。

山 田 そのあたりは、統合報告フレームワークを読んでもなかなかみえてこないですね。説明を聞いて随分よくわかったのですが、原則ベースのアプローチは、森さんのように深くかかわっている方がいると

よくわかるのですが、そのあたりはどのように理解したらよいのでしょうか。

森 まず、今回の統合報告フレームワークは、このフレームワークだけで成立するものではなく、先行する既存のイニシアティブとそれに基づく実務が存在することを理解する必要があります。例えば、サステナビリティ報告に関しては、GRI (Global Reporting Initiative) という国際組織が開発したガイドラインが、既に十数年以上前から企業報告の領域で使われてきました。また、欧州では会計法現代化指令によって年次報告書上で非財務情報の開示が要請されてきたため、そのほかにもさまざまなイニシアティブが形成されています。統合報告フレームワークは、そのような文脈の中で理解されるべきものです。

日本の中でも、投資家と企業の方及び我々のような関係者がネットワークとなって対話を進めていき、そこに政府関係者も巻き込むかたちで、統合報告の背景や前提となる考え方は何か、また、本質的に何が求められるのかを議論し、具体的な論点を蓄積し、それを対外的にも示していく必要があると思います。

4 指導原則における「重要性」及び「ステークホルダーとの関係性」

和 貝 統合報告フレームワーク「パート2－統合報告書」にテーマを移しましょう。

「パート2－統合報告書」は、「3. 指導原則」と「4. 内容要素」から構成されています。統合報告フレームワークの「指導原則」において、「重要性 (materiality)」といった用語が出てきますが、この点につ



IIRC ワーキンググループメンバー・
日本公認会計士協会常務理事

和貝享介氏

いて、森さんから強調しておきたい点がありましたらお話いただけますか。

森 統合報告フレームワーク上における「重要性」の原則は、企業の長期の価値創造において重要性があるテーマに焦点を当てるというものです (FW3.17)。統合報告フレームワークが特に強調しているのは、取締役会のような企業のガバナンス責任者が主体的にかかわるかたちで重要な情報を決定し、報告していくことを求めています (FW1.10)。

この「重要性」との関係でいえば、「ステークホルダーとの関係性」という原則も重要な意味合いを持っています。これは企業報告がそのステークホルダーの視点を反映することを求めるものです (FW3.10)。このような考え方は、近年急速に広がってきましたが、広範な価値創造を考慮していく上で必要だという認識に基づくものです。

「ステークホルダーとの関係性」と「重要性」とを組み合わせれば、企業は、ステークホルダーの期待、関心、懸念を十分に理解し、考慮した上で、何が経営上の重要課題か、そして、何を報告していくか

を、トップダウンで決定することが求められています。

また、もう1つ、「情報の結合性 (connectivity)」も統合報告の特徴的な原則です。近年、企業は多種多様な情報を複数の異なる媒体を通じて報告をしてきました。財務報告書を含む制度開示書類だけではなく、CSR報告書や自主アニュアルレポートには、将来に向けた中期経営計画の提示といったものがあります。

ところが、それらの情報が重複している、矛盾している、相互関係が不明瞭という問題が指摘されるようになりました。投資家等の情報利用者からすれば複雑すぎて、利用しにくい状況となってしまいました。そのような状況に対処するためには、情報間、媒体間にしっかりとした結合性・関連性・連動性を持たせていくことが求められていると思います。

加えて、この情報の結合性で重要な意味を持つものが、過去・現在・将来と、過去に報告したという時間軸です。例えば、過去の経営目標あるいは経営戦略として提示されたことが、現在どういう状況になっているのか、さらに、それを未来にどのように進めていこうと考えるかという連続性を重視しています (FW3.8)。

日本企業に関して最近よく指摘される課題として、中期経営計画を公表するというよい実務があるものの、その進捗や結果が年次報告書で報告されていないということがあります。結果についての十分な分析と評価がされずに、新しい計画がいつの間にか公表されて、しかも、計画されている内容がほとんど財務数値のみで、それを担保する具体的な戦略や非財務に関する情報が欠落しているケースも散見されます。そういった意味

でも情報の結合性は、日本にとっても非常に多くの示唆を与えてくれる原則だと考えています。

山 田 結合性は、最初の見通しと帰結の関係という時間軸を中心とした面もあると思いますが、それだけでしょうか。つまり、いろいろな将来志向的な情報を出すときに、その情報自体が1つの基本となる考え方の下に総合的に整理されているかどうかという側面もあるとみてよいですか。

森 はい。統合報告フレームワークにおいて結合性として複数の要素が示されていますが、大きく分けて情報間の結合性と時間軸の中での結合性があると理解しています。情報間の結合性に関しては、その中核としての経営戦略が重要だと思います。

山 田 もう1つよいですか。「重要性」という言葉の意味を理解したいのですが、この統合報告フレームワークの内容をみますと、「重要性」を決めていくプロセスが記述されています。最初に目的適合性のあるような事項をピックアップし、それが重要かどうかを評価し、そして、重要性があると特定された事項に優先順位をつけて、最終的にどのように開示するかを決めなさいということになっています（FW3Dの3.17～3.29）。そのときの視点として、先ほどステークホルダーとの関係性をおっしゃいましたが、なかなかそれは難しいのではないのでしょうか。つまり、ステークホルダーの中で投資家に焦点を当てるということであれば、それ1つでいろいろな関係を整理できますが、幅広くステークホルダーを考えると、例えば、社会・関係性と財務資本の提供者との関係で、目的適合性のある事項をピッ

クアップしていくのは、悪くいうと、万遍なく取り上げるために、差し障りのないものになってしまうおそれもあると思います。統合報告フレームワークには、統合報告書の主たる目的は、財務資本の提供者に対する情報提供であるとありますが（FW1.7）、そのあたりはどう考えたらよいのでしょうか。

森 今回の統合報告フレームワークでは、あくまで基本的な主たるユーザーは財務資本の提供者です。組織自身に対する価値に影響し得る範囲で、他者に対する価値を考慮することとも明確に書かれています（FW2.5）。

一方、「重要性」原則の記述の中で、実はコンサルテーション・ドラフトにもともとあった「財務資本の提供者の視点において」という言葉は、フレームワークの最終版では削除されました。

山 田 それはなぜですか。

森 財務資本提供者の情報ニーズを重視することのみを企業が考慮しようとする、過去財務情報のみを開示しようとしてしまい、その結果として従来の開示から何も変わらないことになってしまうという指摘が非常に多かったためです。

ただ、統合報告フレームワーク上でも、他者に対する価値は組織自身に対する価値、最終的に財務資本の提供者への財務リターンにつながる価値に影響する範囲で報告するというかたちで構成されており、財務資本提供者の視点を重視するという考え方は明確です。例えば、ステークホルダーの視点を考慮するとしても、そのステークホルダーのいろいろな期待や懸念が、結果として、その企業自身にとっての価値、すなわち、

将来的な財務リターンにどう影響するかを組織自身が評価した上で、優先順位づけをしていくという建てつけになっていると理解しています。

山 田 なるほど、ステークホルダー間の関係については、財務資本の提供者をより重視した階層構造をもって理解するのが重要だということですね。

森 統合報告書の情報利用者という立場に関して、財務資本提供者を他のステークホルダーに対して優先しているということです。この問題は、技術作業部会の中でも、かなりの時間をかけて議論された点です。

5 「価値創造ストーリー」と統合報告における具体的な開示事項

和 貝 続いては、「4. 内容要素」についての議論に移ります。山田さん、ご質問はありますか。

山 田 統合報告フレームワークの「内容要素」のセクションで記述されている要素が開示につながると思います。内容要素にはAからIまで項目がありますが、私が理解するには、「A 組織概要と外部環境」、「B ガバナンス」、「C ビジネスモデル」は、企業が活動している環境の現状及び企業が現在活動している組織や採用しているビジネスモデル、すなわち、事実を説明することが求められている項目だと思います。

それに対して、「D リスクと機会」、「E 戦略と資源配分」は、自分が、現在、行っているビジネスモデルの下でどういうリスクがあるか、どういうビジネス機会があるか、そして、今後ある期間にわたっての価値創造をするために、これを経営者がどのようにとらえているか、そして、それに基づいて限られた資源を

配分し、どのように利益の増大を図っていくかということを表明することを求めている項目で、これらが非常に重要だと思います。この「D リスクと機会」、「E 戦略と資源配分」を中心に、内容要素の項目についてどのような議論があったのでしょうか。

森 まず、なぜこの内容要素の構成になっているのか、何を重視しているのかという点についての私の考えをお話します。

IIRCは、今回の統合報告フレームワークの開発にあたり、「価値創造ストーリー」という考え方を重視していました。ストーリーという用語自体は少し幼稚な言葉として受け取られる可能性があり、フレームワークという文書の性格上ふさわしくないということから、最終化されたフレームワークでは記載されませんでした。その意図するところは変わっていません。

何を意味するかというと、まさにこの内容要素に書いてあることです。経営者自らが置かれている環境をどう認識し、その下で何をこれから行っていく必要があるのか、そこにおけるリスクと機会をどう認識し、資源配分をどうしていくか。そして、結果として、それが実績としてどうなり、また、先の見通しにどうつながっていくのか、そのマネジメントをするための適切なガバナンスをどう構築しているのかという経営のストーリーを説明することを求めている点です。この全体の流れを強く重視して、今回の内容要素が構成されています。

ご指摘のあった「D リスクと機会」、「E 戦略と資源配分」についてですが、この2つのうち、「E

戦略と資源配分」が特に重要と考えています。これは、「C ビジネスモデル」を将来の価値創造に向けて変化させていく戦略であり、そのための資源配分といってもよいと思います。

その前提となるのが、企業がリスク、機会、さらには外部環境をどうとらえるかという認識です。ところが、IIRCの議論の中でも、この経営者の認識から具体的な行動計画に至る流れが、今の企業報告の中で欠落しているのではないかという話が出ました。多くの国の企業開示制度において、リスク情報の開示はありますが、統合報告フレームワークで要請されるリスクや機会の情報は、その位置づけや意図するところが異なってくると思います。

山田 もっと将来志向的な側面が強いということですね。

統合報告書において、継続的な機関投資家との対話のカギになるのは、現在採用しているビジネスモデルで、企業が置かれている事業遂行環境にマッチしているかどうかという点ですね。リスクと機会の現状認識及び将来の環境変化の予測が正しいかどうかです。将来の事業環境の変化をも含んだリスクと機会の将来予測に基づいて、今からどのように資源配分していくのか、環境が変わればビジネスモデルも変え、そして、最大の価値創造ができるように常に軌道修正を行えるような臨機応変なプロセスを明確に描くということが、統合報告フレームワークの根幹ということでしょうか。

森 はい。IIRC内の議論において、投資家グループから環境がこれだけ大きく変化する現在において、ビジネスモデルを静的なものとしてとら

えるべきではないという認識が、特に強調して主張されました。ステークホルダーとの対話を通じて、将来の環境を見通し、どういうビジネスモデルを構築し、どこでどう稼いでいくかをしっかりと考えているか、それこそが経営の質であり、投資家はそこを理解したいということでした。

そのために、マクロ的に社会情勢と経営環境をとらえた上でリスクと機会の認識を示し、これを基礎として、限られた経営資源をどう配分し、有効活用していくかが、経営者の意思として示されることが必要です。投資家としては、そのような方向性がリーズナブルかどうかを評価し、投資判断をしていく。そのような将来志向の開示と投資家の情報利用が、継続的な対話の基礎として不可欠だというコンセンサスができあがりつつあると思います。

また、そのような将来志向の戦略と計画が、その後どう進捗しているかという結果の報告も重要です。戦略が実際の経営行動として具現化されているかどうか、継続的に進捗がみられ、実績と成果が上がっているだろうか、当初想定していた環境に変化はないか、変化がある場合に適切な対応がとられているか。将来志向の報告と結果のレビューが結合性・連続性あるかたちで開示されることによって、企業と投資家との間の信頼関係が築かれ、価値創造に向けた対話を進めていくことができます。

6 IIRCの今後の戦略

和貝 統合報告書の将来、あるいは統合報告の普及については、どのように検討されていますか。

森 IIRCは、今回、統合報告フレームワークを開発するという1つのフェーズを終えたと考えています。当初の目標を4年かけて完了しました。

今後は、企業が自主的に今回の統合報告フレームワークを使って報告をし、統合報告の実務が広がっていくために、普及を進める活動に重心を移していくことが想定されます。

また、将来的に統合報告フレームワークを更新していくことも予定されています。実務者ネットワークの中で議論された論点を中心に、統合報告フレームワークを改善していく活動を進めていくことになるでしょう。実務の推進と統合報告フレームワークの改善、ガイダンスの開発を連動させながら平行して進めていくというのが、IIRCの基本的なアプローチとなっていくはずです。

7

統合報告と、財務報告を含んだ他の枠組み及び他の機関等の関係

(1) IASBのマネジメント・コメントリー

山田 話は変わりますが、以前、IASBが、マネジメント・コメントリー（MC）を作った際、その位置づけはなかなか難しいものでした。なぜなら、MCは、財務諸表の背景として何が起ったか、また、それはなぜかといった財務諸表を補足する情報を提供することが目的とされており、この中に、将来、企業の財務諸表で認識されることになるような将来の計画などについて言及することも求められているからです。ここでは、投資家の意思決定に役立つような将来志向的情報を提供することが有用であるということは想定されていますが、統合報告書のように、企業の価値創造のために、リスクと

機会を評価し、それに対する戦略と資源配分について説明するというような視点は含まれていません。IASBが作ると、どうしても財務数値に対する影響を中心とした思考になるようで、財務諸表への将来への影響についての情報を提供するという位置づけに留まっています。

そういった観点からすると、今回の長期的な志向をベースにした価値創造を中核に置いて、経営者がどのように価値を創造していくかについて記述するという方向性は、少なくともIASBが持っていた視点ではないので、非常に新鮮だと思います。MCと重複するところはあるでしょうが、財務諸表の補足情報という位置づけのMCと統合報告書は、根本的に異なるもののように思っています。

(2) 米国SASBとの関係

和貝 IIRCの関係を持った団体としては、米国SASB（Sustainability Accounting Standards Board）があります。FASB（米国財務会計基準審議会：Financial Accounting Standards Board）はご承知のように、財務情報の会計基準の設定主体である団体です。これに対し、SASBは、サステナビリティ情報にかかわる基準設定主体として立ち上がった任意の団体です。2013年10月に、SASBから概念フレームワークが出されており、IIRCの統合報告フレームワークといわば対比して考えてもよいものだと思います。ここで、その概念フレームワークについて、少し取り上げたいと思います。

SASBの方は、米国証券取引監視委員会（SEC）の上場企業の将来的な財務情報以外のサステナビリティ情報の開示を想定しているわけですが、先ほど、IIRCの統合報告フレームワークの基礎概念で「資本」というのがありました。SASBの概念フレームワークでは、ESG、すなわち、環境、社会、ガバナンスなど5つの領域を定めていますが、このあたりについて、山田さんからご質問はありますか。

山田 SASBの概念フレームワークを読みました。ディスクロージャー・ガイダンスという意味ではおそらく同じだと思いますが、その内容は、IIRCとはかなり違うと思いました。

1つは、産業（industry）を非常に重視している点です。

もう1つは、“accounting standards on sustainability topics” という用語で、“accounting standards” という用語を使っていて、翻訳すると「サステナビリティ会計基準」とでもいったらいいのでしょうか。ここでは、会計基準を作るという意識が出てるように思います。ここが私には少し違和感がありました。また、これに関連して、公開草案の段階では、産業別にKPIを特定し、これに沿って、少なくとも同一業界では共通化された主要指標に関する情報を開示するというスタンスをとっていました。その方向性は変わっていないと思うのですが、その名称は、最終版では、“accounting metrics” という用語に置き換えられています。

それと、統合報告フレームワークでは、サステナビリティをそれほど全面に押し出していないと思うのですが、SASBでは、サステナビリティに重点を置いていることが、表面的な違いにみえます。このあたりについてはどのようにお考えですか。

特に、IIRCとSASBは、最近、覚書（MoU）を結んで、お互いに協

力関係を築こうとしています。どのようなかたちで、お互いの違う考えを合わせていこうとしているのかについてお話を伺いたいと思います。

森 私自身、SASBには直接関わっていませんので、IIRCでの議論や関係者から話を聞いた内容を踏まえて、お話しします。

IIRCとSASBでは、その基本的な考え方に、無視できない違いがあると考えています。IIRCは経営者が自らの価値創造の方向性を提示し、それをどうベンチマークしていくかも、経営者がその重要性の決定プロセスの中で特定し、評価していくというのが基本的な考え方です。

一方で、SASBは、基準設定者側が産業別の 이슈や指標を決定し、企業側には、基本的にはこれに従ってレポートを作成することを求めています。その点、SASBの枠組みは、経営者の意思は表れにくいと思います。

山田 では、SASBのプロセスにおける経営者の未来志向の見通しは、どの程度の役割を果たすのでしょうか。

森 SASBは、どちらかというと規則主義的なアプローチを志向しています。一方、IIRCは、原則主義で経営者の意思を反映した報告にしようとしています。将来的に、個別の産業別、あるいは特定の指標を経営者が選択する際の参考として、SASBの基準を活用するというかたちであれば、未来志向な経営の意思を表現することができますが、SASBの基準を採用、準拠して報告するとなると、経営者の意思を表すことは難しくなります。これは、IIRCの統合報告の考え方と相容れないものといっても言いすぎではない

と考えています。SASBのフレームワークでは、これに従って報告することによって米国の文脈で統合報告を実践することとなるという表現がありますが、それがSEC関係者や企業関係者に誤解を生じさせているという指摘があります。統合報告も結局のところ、規則主義のアプローチを志向していると誤解されるおそれがあり、IIRCとしては、このような誤解を解いていく必要があるという声が強まっています。

山田 私の印象だとIIRCの方法論では、企業の経営者が価値創造のプロセスに対して、自分自身の先見的な戦略とその実現ストーリーを、責任を持って語るという面が強調されていてよいと思うのですが、SASBのフレームワークだと、そこで示されている“accounting metrics”を満たしていれば、すなわち、ルールに従っていれば、それで開示要求を満たしたことになります。経営者に将来の価値創造プロセスを語ってもらうということに関する視点が根本的に違うと思います。

(3) 環境報告、CSR報告におけるサステナビリティと統合報告におけるサステナビリティ

山田 ところで、GRIをはじめ、いろいろなところで、サステナビリティという言葉が出てきます。環境報告やCSR報告におけるサステナビリティは、いろいろな部署が数字を集めて作ることができます。そういう意味では、企業の価値創造のための方策に関する全体像ではなくて、あるところで把握している情報だけで作れる報告書という面が強いともいえます。一方、統合報告書では、経営者が、企業全体として価値創造プロセスについて語るという軸が入

ることによって、企業内に存在するさまざまな情報を統合して、秩序づけて報告するという面が強いと思います。この点が大きく違うような感じがするのですが、そのあたりはどうですか。

森 これまでのCSR報告の多くは、CSR部署が中心となり、経営層の関与や責任の所在が曖昧なかたちで作られてきたと理解しています。一方、統合報告においては、ESG課題も、重要性があるのであれば、中核的な経営戦略に組み込み、企業価値との関係性が理解できるかたちで報告されます。この違いは非常に大きいと思います。

一方で、GRIのようなサステナビリティに関する報告枠組みを作ってきた団体も、環境や社会的な課題を企業の中核的な経営戦略の一部として位置づけてほしいという考えを強くしています。誤解をおそれずいえば、それこそが、GRIがIIRCに参画している理由だと私は考えています。

山田 GRIのサステナビリティ報告に関するガイドラインで作られた報告書は、統合報告書の一部を構成することになるのでしょうか。GRIのレポートと統合報告書との関係はどのようにとらえたらよいのでしょうか。

森 一部という用語があると思いますが、統合報告書は主に財務資本の提供者向けに企業の活動について報告するものですが、GRIが提唱してきたサステナビリティ報告は、従業員、地域社会、NGOといったマルチ・ステークホルダー向けに企業のサステナビリティ、さらには、当該企業が社会的なサステナビリティにどう影響しているのかについての報告をするものです。両者は、目的

も想定利用者也異なります。

それぞれの報告で何を報告するかは、重要性の判断によって決定されるわけですが、想定利用者が異なる以上、報告の対象となる情報は重なりが生じつつも、報告の焦点は変わってくるでしょうし、異なる経営課題が報告されることもあるでしょう。

山田 統合報告書の中で、この部分については、サステナビリティ報告を参照してくださいと書かれることは想定しているのですか。

森 想定していると思います。統合報告書では重要性と簡潔性を重視し、詳しい情報はサステナビリティ報告に開示するというかたちで媒体を使い分ける企業もあります。

ただ、実務の局面では、アニュアルレポートを作っている、投資家だけではなく、より広いステークホルダーにも読んでほしいという、二次的なコミュニケーションの意図を持って作られているケースもあります。そのような場合、情報ニーズの相違にどう対処するかが課題となりますし、多くの企業が悩まれている点です。基準設定者の立場からすれば、統合報告フレームワークとGRIのガイドラインの整合性をどのように高めていくかは、優先的に対処すべき課題だと思います。

例えば、GRIのガイドラインでも重要性に関する基準を設けていますが、SASBほどではないにしても、一定の規則主義に寄ったアプローチとなっていると考えています。何が重要な経営課題かを経営者が決定するかたちにはなっているのですが、その重要な経営課題が決まったときに開示すべき指標がガイドラインの中で決まっているのです。IIRCの統合報告フレームワークの場合には、

経営課題も決めて、指標も自ら特定することになっています。SASBの場合には、経営課題も指標もすべてが基準で定められているかたちでしたが、このような違いをどう解消していくかが問題です。

(4) EU指令の動向

山田 今度は欧州の話ですが、2014年2月に、会社法透明性指令の改定について、欧州理事会と欧州議会の間で、ある種の合意がなされました。2013年4月に公表された会社法透明性指令の改定案が実現しそうですが、これは統合報告とどの程度同じで、どの程度違うものなのでしょうか。

森 欧州では、2003年に会計現代化指令（2003/51/EC）が発効され、その中で、従業員や環境に関する情報をKPIとともに開示することについての要請が示されていました。指令ですので、この要請を、どのような法律等でどう制度化するかは、加盟各国の政府に判断が委ねられています。その結果、各国での開示要請と、企業実務に大きな差が生じているという問題が生じました。今回の欧州における対応は、このような差を解消し、より適切な運用となるようにすることを目的に、指令を強化



IIRC 技術作業部会メンバー・日本公認会計士協会研究員 森 洋一氏

するものです。

偶然といってよいのかわかりませんが、IIRCの統合報告フレームワークの草案の公表と、欧州委員会の指令案の公表が2013年4月16日の同じ日になされました。両者がタイミングを合わせたことはないと思いますが、議論が並行して進められてきたという背景はあると思います。例えば、欧州委員会は、指令案の策定前にエキスパート・グループを組成し、指令改正の方向性の検討を2年ほどかけて進めてきましたが、そのメンバーの約半分はIIRCのワーキンググループのメンバーでした。IIRC側にも、欧州委員会の指令を、できる限り統合報告の考え方と整合性がとれたものにしたいという想いも強かったはずです。

なお、この指令は欧州委員会が出すものですから、欧州という地域における政策的意図が強く反映されるものとなっています。欧州は、1980年代から欧州域内における企業の環境や社会的な対応を改善させるという政策目的を企業開示制度に反映させるアプローチが議論されてきており、今回の指令もその流れに沿ったものとなっています。

(5) 南アフリカでの統合報告の制度化

山田 南アフリカが、早速、このIIRCの統合報告を制度化し、導入したという記事が2014年3月に出ていました。南アフリカは、なぜ、統合報告に先進的だったのでしょうか。

森 南アフリカは、上場規則の中で統合報告書の開示を要請した最初の国です。IIRC議長のMervyn King氏は、キングコードという南アフリカのコーポレート・ガバナンスの原則を作った方です。以前、ラウンド

テーブルの席でKing氏と同席させていただいたことがあります。その際に、なぜ南アフリカは統合報告書を制度化するかを率直にお聞きしました。すると、King氏は「Trust（信頼）」だと答えられました。そこには、南アフリカの歴史的な経緯があります。過去のアパルトヘイト（人種隔離政策）による負の遺産は根深く、依然として多くの人権問題と社会的格差を抱え、また、鉱山が主要産業であることも、企業と社会との関係性を難しくしている重大な要因となっています。当然、市場のリスクは非常に大きいものとなります。また、社会から企業への信用も非常に低いということでした。このため、長期志向の価値を、社会に対して、また、投資家に対してどう創造していくかを報告していくことによって「信頼」を高めていくことが、南アフリカの経済と社会にとっての繁栄につながるという意図をもって、南アフリカは統合報告を導入したということでした。

山田 ありがとうございます。よくわかりました。

8

公認会計士の今後の支援・対応

和貝 最後に、日本公認会計士協会（JICPA）又は公認会計士と、統合報告あるいはIIRCのかかわりを検討したいと思います。

統合報告フレームワークでは、外部保証について、「3. 指導原則」の「信頼性」の中で「内部監査又はこれと類似した機能、独立した外部保証などのメカニズム」という用語で触れています。また、公認会計士の役割として、企業側が統合報告書を作成するときの作成支援というこ

とも考えられると思います。これはお1人ずつ、今後の公認会計士とのかかわり方についてお話を伺いたいと思います。森さんからお願いいたします。

森 企業報告が大きく変化していることを、公認会計士自身が強く認識する必要があると思います。財務諸表、財務数値の持つ意味は、もちろん重要です。統合報告で表現しようとする企業の価値創造の方向性は、どのように社会に対して価値を創造し、その結果として、どのように財務的なリターンが実現されるのかということです。そのために、どのような戦略的な資源配分をし、ガバナンスを構築しているのか、その成果はどのように上がっているか、という文脈において、財務資本に関する状況を表す情報として、財務情報を改めてとらえ直すことも必要だと考えています。公認会計士が経営者との対話の中で、企業報告をより総合的で将来志向の価値を表すようにするための助言をしていくという役割も大きいと思います。この役割を果たすためには、公認会計士には、今までにない知見や視点を身につけていくことが求められます。

保証に関しては、今でもサステナビリティ報告に対する保証もそうですが、非財務情報に関して、一部あるいは限定的なかたちではありますが、ISAE3000等を活用した保証業務の実務がありますので、これらの実務を基礎としながら、統合報告の一部の側面に関して、保証を提供していくことが考えられます。ただ、統合報告のあり方そのものが、いまだ発展段階にありますから、保証という視点に限定するのではなく、どのように統合報告の信頼性を高めて

いくべきかという視点での議論があって、その中で第三者による保証をどう位置づけるかを検討していく必要があると考えています。

和 貝 ありがとうございます。山田さん、いかがでしょうか。

山 田 私はこの分野はほとんど素人ですが、近年は、投資家、特に、長期的視点で投資を行う機関投資家の視点が、財務諸表以外の財務情報の開示に求められるようになってきたのではないかと感じています。

機関投資家が長期的な投資をするとき、できるだけ失敗しない投資をしたいと思うはずです。

機関投資家は、社会全般に気を遣いながら、利益の極大化を図っていく経営者は、社会のいろいろな環境の変化に柔軟に対応していけると考え、そういった経営者がいる企業に投資をすれば、失敗する確率が低いだろうと考えていると思います。また、最近の日本版スチュワードシップ・コードでも求められているように、経営者に長期的視点を持つように働きかけることも機関投資家に期待されているようです。このように、経営に関し、長期的な視野を持った経営者がどのように価値創造していくかという情報は、機関投資家にとって、長期的なリターンの極大化という面からもニーズがあると思います。

こういった情報に対して、公認会計士が何らかの保証をするというのは、社会のニーズとして必要な仕組みだと思います。

必然的に、経営者が自らの企業の将来をみる視点に対して、同じ視点ないしはそれより高い視点で企業経営を語れるような公認会計士が求められると思います。それが、投資家が公認会計士に求める役割ではない

かと思います。今後は、この面における公認会計士の認識を高めていく必要があると思います。

和 貝 英国のACCA (Association of Chartered Certified Accountants) が、2014年から統合報告を試験科目にするという報道があります。

統合報告については、企業、投資家、規制主体や基準設定主体等いろいろな人や団体がかかわっています。議論が一定方向に収束し、皆が共通の理解を持って進めていくには、もう少し時間がかかるかもしれません。

それに対して公認会計士が支援できるような方向性が望ましいと思います。そのためには検討をさらに深めていかなければならないと思います。本日の座談会が、会員、関係者の皆様の一助となることをお祈りしまして、座談会を終えたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

〈注〉

- 1 日本においても、2014年2月27日に金融庁より、『「責任ある機関投資家」の諸原則<<日本版スチュワードシップ・コード>>～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～』が公表された。
- 2 FW3.51では、競争優位性を大きく損なうおそれのある情報について、具体的な記載を避けつつ、事象の本質を伝達することが推奨されている。

* 必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材

教材コード J030365



研修コード 3201

履修単位 1単位